

明治学院同窓会会則

前文

本会会則の基本は、明治学院各学校単位同窓会の自主的活動を尊重しつつ、明治学院に学んだ同窓生が集う同窓会は、一つであるとの理念に基づく。

第1章 総則

(名称)

第1条 本同窓会は「明治学院同窓会」と称する（以下本会という）

(所在地)

第2条 本会は、所在地を東京都港区白金台1丁目2番37号に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員、支部及び明治学院各学校単位同窓会、（以下「各学校同窓会」という）並びに明治学院大学校友会との互助、連携を図り、もって学校法人明治学院の発展に寄与し、併せて、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員、支部及び各学校同窓会等共通の事業の企画、立案
- (2) 会員情報の収集、維持、管理、更新の業務及び広報活動
- (3) 各学校同窓会の発展に寄与する事業への助成、協力
- (4) 支部活動の支援
- (5) 明治学院大学校友会と支部、各学校同窓会との協議、連絡業務
- (6) 同窓会館の維持、管理、運営
- (7) 会員の慶弔、表彰に関する事項
- (8) その他、本部としての目的、理念を達成するための事業

第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会は、以下の資格条件の一つに該当するものを会員として組織する。

- (1) 学校法人明治学院所属学校及びテネシー明治学院高等部の卒業生。
- (2) 学校法人明治学院の前身諸学校の卒業生。
- (3) 前各号の学校に在籍したもので会員2名以上の推薦により理事会の承認を受けた者。

2. 会員は各学校同窓会に所属し、原則として会員居住地の同窓会支部に所属する。

(会費)

第6条 本会の入会金、年会費等については、別に定める「明治学院同窓会会費規程」に基づく。

(会員資格の喪失)

第7条 本会会則に違反し、或いは本会の名誉を著しく傷つける行為のあった者は評議員会の承認を得て除名することができる。

(会費規程の改廃)

第8条 「明治学院同窓会会費規程」の改廃は、同窓会理事会にて承認を得るものとする。

第3章 組織

(総会)

第9条 本会には会員により構成される総会を置く。

2. 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 本会会則の制定改廃に関する事項
 - (2) 役員選任案の承認に関する事項
 - (3) その他理事会及び評議員会が必要と認めた事項
3. 総会の召集は、理事会及び評議員会がこれを決定し、会長が召集する。
4. 前項の召集通知は同窓会の広報を通じて行うものとする。
但し、通知は電磁的方法をもって代えることができる。
5. 総会の議長は会長とする。但し、会長に事故ある時は副会長がこれをつとめる。
6. 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
7. 総会の議決事項及びその運営機能等を評議員会で代行することができる。

(評議員会)

第10条 本会には会員の総意を反映させる審議機関として「明治学院同窓会評議員会」を置く。
評議員会の運営は、別に定める「明治学院同窓会評議員会運営規程」に基づく。

2. 評議員会は定数70～90名以内の評議員で構成する。
3. 評議員は別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」により選考された評議員候補者の中から評議員会の承認を得て選任する。
4. その他選考手続きに関する事項は「明治学院同窓会役員選考規程」に従う。
5. 評議員会は次の議事を決議する。
 - (1) 同窓会年次基本及び重点方針
 - (2) 予算案及び決算
 - (3) 財産処分案
 - (4) 役員選任案
 - (5) 本会会則改定案
 - (6) 学校支援策
 - (7) 会員の慶弔、表彰に関する事項
 - (8) その他理事会及び評議員会が必要と認めた事項
6. 評議員会は出席者及び委任状の合計数が定数の3分の1以上をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
7. 評議員会は、総会の議決事項及びその運営機能等を代行することができる。(第9条第7項)

(本部)

第11条 会長本会は、第3条の目的達成のために、副会長、理事、監事及び事務局で構成される本部を明治学院同窓会内に置く。

第12条 本会は、本部の基に各学校同窓会を組織し、各都道府県及び海外に支部を置く。

- 第13条 本会には執行機関の代表として会長1名を置き、会長の補佐として副会長3名を置く。
2. 会長及び副会長は別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」により選考された会長候補者及び副会長候補者の中から評議員会の承認を得て選任する。
 3. 会長候補者及び副会長候補者の選考の手続きに関する事項は「明治学院同窓会役員選考規程」に基づく。
 4. 会長は本会を代表して次の任務を行う。
 - (1) 本会の統制及び代表
 - (2) 本会の基本方針及び各委員会年次計画事項の執行の決裁
 - (3) 事務執行稟議の決裁
 - (4) 本条第6項に基づく副会長の指名
 - (5) 本部組織への要員配置管理
 - (6) 役員会の招集
 - (7) 役員会議長の指名
 - (8) 各委員会委員長の指名
 - (9) 重要な対外折衝
 - (10) その他重要事項
 5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代行して会務を統括する。
 6. 副会長1名は会長の指名者とする。

(理事会)

- 第14条 理事会は本会の業務執行を決定し、会長・副会長及び理事の職務の執行を精査する。
2. 理事会は、会長・副会長及び定数24名以内の理事で構成する。

| | |
|------------------|------|
| 各ブロック及び支部の中からの推薦 | 8名以内 |
| 各学校同窓会からの推薦 | 8名以内 |
| 同窓会理事会からの推薦 | 8名以内 |

(一般会員・支部会員を含む)
 3. 理事は別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」により推薦・選考された、理事候補者の中から評議員会の承認を得て選任する。
 4. 理事候補者の選考の手続きに関する事項は、「明治学院同窓会役員選考規程」に基づく。
 5. 理事会は次の事項を決議する。
 - (1) 同窓会活動年次基本方針及び重点方針の策定
 - (2) 同窓会の運営、事業計画及び企画案に関する事項
 - (3) 明治学院大学校友会提出事業計画案及び予算案の策定
 - (4) 評議員会提出議案の策定
 - (5) 資産の管理に関する事項
 - (6) 予算案並びに決算案の立案
 - (7) 支部の設立・改廃に関する事項
 - (8) 会員の慶弔、表彰に関する事項
 - (9) 時局上、必要な施策の策定及び審議
 - (10) 学校法人明治学院に対する支援策に関する事項
 - (11) その他会長が必要と判断した事項
 6. 理事会は出席者及び委任状の合計数が定数の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
 7. 理事会の議事手続き、並びに、事務手続きの詳細は別に定める「明治学院同窓会理事会運営規程」に基づく。

(事務局)

第15条 事務局に事務局長を置く。

2. 事務局長は明治学院所属学校卒業者とする。
3. 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
4. 事務局の主管は総務委員会とする。
5. 事務局は次の分掌事務及び本部事務全般に係る事項、各委員会の事務、並びに各学校同窓会、明治学院大学校友会との連絡事務を執り行う。
 - (1) 会計経理事務全般
 - (2) 同窓会印章の管理
 - (3) 文書管理
 - (4) 稟議書の受付及び管理
 - (5) 同窓会組織全般並びに同窓生の状況に係わる情報の収集
 - (6) 学校法人明治学院との連絡・調整に関する事項
 - (7) 対外折衝に係わる事務手続事項
 - (8) その他、各学校同窓会を含む同窓会の事務事項全般
6. 事務局の事務及び事務手続きの詳細は別に定める「明治学院同窓会事務局運営規程」に基づく。

(委員会)

第16条 第3条に定める本会の目的を円滑に進めるために、本部のもとに次の各種委員会を設ける。

- (1) 総務委員会
 - (2) 支部委員会
 - (3) 企画委員会
 - (4) 情報委員会
 - (5) 財務委員会
 - (6) 大学校友会担当委員会
2. 委員長は理事の中から会長が任命する。
 3. 副委員長及び委員は原則として理事及び評議員より委員長が選出し会長が任命する。
 4. 会長は必要に応じて各種特別委員会を設けることができ特別委員会は目的達成により解散する。
 5. 委員会の運営は委員会が別に定める「各委員会運営規程」に基づく。

(常任理事会)

第17条 本会は、業務の円滑かつ効率的遂行のために、会長、副会長、事務局長及び各委員会委員長で構成される常任理事会を置く。常任理事会は議決権を有しない。

2. 常任理事会は次の事項を議事とする。
 - (1) 政策立案に関する事項
 - (2) 事業計画の活動状況の確認及び必要に応じての調整に関する事項
 - (3) 理事会付議事項の整備及び調整に関する事項

(明治学院各学校同窓会の設置)

第18条 本部の基に、各学校同窓会を組織し、別に定める「明治学院各学校同窓会運営に関する規程」に基づき理事会の承認を得て設置、運営する。

(支部)

第19条 本部は第16条1項に定める支部委員会の基に、各都道府県及び海外に支部を置き、

- また、各支部は必要に応じて、地域支部を置くことができる。かつ、全国を広域区分し複数の支部を統轄する地域ブロックを設置することができる。
2. 前項に拘わらず首都圏については、市・特別区単位、或いは隣接する複数の市及び特別区単位に設置することができる。但し、設置基準は第20条に基づく。
 3. 各支部に支部長を置き、地域ブロックごとに地域ブロック長を置く。支部長及びブロック長の職務、権限等は別に定める「明治学院同窓会支部に関する運営規程」に基づく。
 4. 全国ブロック長会・全国代表支部長会等の開催については別に定める「明治学院同窓会支部委員会規程」、「明治学院同窓会支部に関する運営規程」及び「明治学院同窓会全国支部活動ブロックに関する規程」に基づく。

(支部の設置・運営)

第20条 支部・地域ブロックの設置基準及び運営は別に定める「明治学院同窓会支部に関する運営規程」に基づく。

2. 前項に拘わらず、本会会則施行日に既存する支部は継続し設置する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第21条 第10条、第13条、第14条及び第28条に基づく。

(役員の立候補、推薦及び選考)

第22条 役員候補者は第5条の会員の中から、役員選考規程第12条により、立候補及び推薦された者から第23条に定める役員選考委員会が選考する。
立候補及び推薦方法については役員選考規程第12条による。

(役員選考委員会)

第23条 役員候補者選出手続きの公正を確保するため、独立機関として「明治学院同窓会役員選考委員会」を置き、別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」及び「明治学院同窓会役員選考委員会運営要項」に基づき運営する。

2. 役員選考委員は次の人員構成において選出し、評議員会の承認を得るものとする。但し、会長・副会長及び事務局長を役員選考委員に選出することはできない。

理事会より選出する役員選考委員 3名以内

各学校同窓会より選出する役員選考委員は次のとおりとする。

明治学院大学同窓会 2名以内

明治学院高等学校同窓会 2名以内

明治学院中学校・東村山高等学校同窓会 2名以内

テネシー明治学院高等部同窓会 2名以内

首都圏ブロック(東京・埼玉・千葉・神奈川各1名) 4名以内

地方ブロック

(首都圏ブロックとは重複しないように支部委員会が選出する) 3名以内

(役員任期)

第24条 役員任期は3年とし、再選を妨げない。

2. 役員は同一役職に継続して2期を超えて再選できない。
3. 役員任期中に欠員が生じた場合、各役員選任手続きに従い補充することができる。補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

4. 役員の任期が満了した場合、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。
5. 前項に拘わらず、監事の任期は監査報告書が評議員会において承認されるまでの期間とする。

第5章 会議

(定例会)

第25条 本会の定例会は次のとおりとし、会長が召集する。

- (1) 総会 理事会・評議員会が必要と認めた時
 - (2) 評議員会 原則として年1回（5月）
但し、3年に1回役員選任案承認のため10月にも開催する。
 - (3) 理事会 原則として月1回
 - (4) 常任理事会 原則として月1回
2. 定例会議は会日の2週間前までに会議の次第と資料を添えて通知する。
 3. 前項の通知は電磁的方法をもって代えることができる。

(臨時会)

第26条 次の場合、総会・評議員会を50日以内に開催することとし、会長がこれを召集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 理事10名以上が会議の目的を示して要請した場合
 - (3) 評議員30名以上が会議の目的を示して要請した場合
 - (4) 監事2名が会議の目的を示して要請した場合
2. 会議は会日の2週間前までに会議の次第と資料を添えて通知する。
 3. 前項の通知は電磁的方法をもって代えることができる。

(議事録)

第27条 会議の経過はすべて議事録に収録するものとし、各々の議長及び議長の指名する2名の出席者がこれに捺印し、速やかに会長に報告の上、本部事務局に保管するものとする。

2. 議事録は会員が正当な理由をもって閲覧を請求した場合には、これを閲覧させなければならない。

第6章 監事

(監事)

第28条 本会には次の監査の任務を行う役員として定数2名の監事を置く。

- (1) 会計監査
 - (2) 財産監査
 - (3) 業務監査
2. 監事は監事候補者の中から評議員会の承認を得て選任する。
監事候補者の選抜の手続きに関する事項は別に定める「明治学院同窓会役員選考規程」に基づく。
 3. 理事会において意見を陳述することができる。
但し、採決に参加することはできない。
 4. 監事は必要と認められる場合、理事会及び評議員会・総会の開催を求めることができる。

第7章 会計

(会計年度)

第29条 本会及び本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入及び支出)

第30条 本会の運営経費は、原則として明治学院大学校友会よりの収入をもってこれに充て、支出に関しては事業目的に沿って支出する。

2. 各学校同窓会の運営経費は、原則として別に定める「明治学院同窓会会費規程」に基づく。
3. 本会の財産（現金、預金及び有価証券等）から生じた果実並びに寄付金その他の収入は、本部経費、各支部、各学校同窓会への運営補助及び大学校友会への賛助等に充てる事が出来る。但し、大学校友会への報告を必要とする。
4. 本会の特別予算は、別に定める支出基準に基づき評議員会の承認を得て特別に支出することができる。

(予算)

第31条 会長は、本会の翌事業年度の事業計画案及び予算案を編成し、これを理事会に付議のうち、評議員会において、これらの承認を得なければならない。
但し、本部事業計画案及び予算案に関しては、明治学院大学校友会に付議し審議決定を求めなければならない。

(決算及び報告)

第32条 会長は、本会の事業報告書及び決算書を作成し、所定の手続きにて承認された事項は、広く会員に知らせるものとする。

第8章 学校法人役員及び校友会役員の選出

(学校法人・校友会役員等)

- 第33条 本会は、学校法人明治学院寄付行為による同学校法人への役員選出の要請に応じ、その役割及び資格要件を認識のうち適任者を会長が選出し、理事会の承認を得る。
2. 本会は、明治学院大学校友会会則による役員選出の要請に応じ、その役割及び資格要件を認識のうち適任者を会長が選出し、理事会の承認を得る。
 3. 前各条により選出された役員は、それぞれの役割に応じ同窓会に関連する事項について同窓会理事会に伝達し必要な調整を行う。

第9章 会則の改定

(会則の改定)

第34条 本会会則の改定は理事会の議を経て、評議員会及び総会においてその出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第10章 補足

第35条 本会の施行に必要な細則は理事会に於いてこれを定めるものとする。
但し、「明治学院同窓会評議員会運営規程」、「明治学院同窓会理事会運営規程」、「明

治学院同窓会役員選考規程」については評議員会の承認を得るものとする。

第36条 本会会則施行後も旧会則により選任された役員は、この会則による役員が選任されるまで各々その職務を行うものとする。

(本会則の施行及び適用)

この会則は2006年10月28日の定例評議員会にて承認された。

この会則は2006年10月28日一部改定。

この会則は2006年11月21日より施行する。

この会則は2010年2月20日の臨時評議員会・総会にて承認された。

この会則は2010年2月20日一部改定。

この会則は2010年2月21日より施行する。

この会則は2011年2月19日の臨時評議員会・総会にて承認された。

この会則は2011年2月19日に一部改定。

この会則は2011年2月20日より施行する。

この会則は2012年5月26日の評議員会・総会にて承認された。

この会則は2012年5月26日に一部改定。

この会則は2012年5月27日より施行する。

この会則は2016年5月28日の評議員会・総会にて承認された。

この会則は2016年5月28日に一部改定。

この会則は2016年5月29日より施行する。

この会則は2018年5月26日の評議員会・総会にて承認された。

この会則は2018年5月27日より施行する。